

突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の 伝達のあり方に関する検討会（第4回）議事概要

1 検討会の概要

- (1) 日 時：平成27年3月3日（火）10時00分～12時00分
- (2) 場 所：経済産業省別館1115号会議室
- (3) 出席者：吉井座長、牛山委員、行田委員、定池委員、芝委員、中村委員、長野県、神戸市、横須賀市、田辺市、萩市、仙北市、阿蘇市、内閣府防災、総務省情報流通行政局、総務省総合通信基盤局、国土交通省砂防計画課、気象庁、消防庁（事務局）

2 概要

冒頭、事務局より検討会資料1、2の説明を行った。

【各委員の主な意見】

○政令市が区単位に緊急速報メールを送信すると、誤送信につながる恐れがあり、職員が躊躇するという話もある。緊急速報メールに限らず、情報伝達手段全般に関係することであり、その旨を報告書に盛りこむことを検討して欲しい。

○エリア限定しないと、関係の無い地域にまで情報が届くこととなるが、情報の受け手は自らに関係のある情報か分からないので、避難行動につながらなくなる恐れがある。

○エリア限定で土砂災害警戒情報を出せるかというのと、やっぱり出せない。もっと広いエリアの中の土砂災害警戒区域のところに出す形になってくるとというのがひとつ。それから今後スマホが普及していく中で、緊急速報メールの設定ができてない機種が出てくることは非常に大きな問題であり、何らかの措置が必要である。

○「今後は、細かく伝達する手段も、国も含め開発していかなければいけない」はよいが、「市町村は細かく伝えるのが基本」と思われると困る。「伝える情報によって精度が異なることから、細かく伝えるツールは用意する、ただし、それを伝える情報がそもそも持っている空間的な精度に合わせて、適切に組み合わせて活用していくことが重要」というような言い回しが良いのでは。

○安全に関わる情報なので、原則はできるだけ広く伝達し、エリア限定については、特定の時間帯とか、災害情報を個別に細かくかなり出せるといった限定付きである旨を報告書の前半に入れておかないといけないのではないか。

○事務局 我々は、市町村がエリア限定の手段を持っていないことで、情報提供を躊躇したり、情報提供のトリガーの判断に影響を与えたりするのではないかと考えていた。やはり、エリア限定できるべき手段を広げて持っていた方が様々なときに判断もしやすくなるのではないかと考えており、各委員のご意見を頂戴し、ご議論をまとめていきたい。

○緊急速報メールの機種によって、緊急速報メールを受信できない問題の本質は、住民が確認のしようがないところ。MVNO、キャリア、端末販売者のいずれに聞いても確認できないので、確認できる手段を整備することが今回の議論からの一つの方向性と考えている。

○記録的短時間大雨情報には、市町村名や地名など、細かい情報が含まれていることから、エリアの限定に有効な防災気象情報であることが分かるように記載したほうがよい。

○報告書案にある「Lアラート情報に対応したアプリケーション」に「スマートフォンにプッシュ型で伝達」とあるが、いわゆる民間事業者の防災アプリを指すものであることが分かりにくい。また、「Lアラート」が従前の「公共情報コモンズ」であることも補足したほうがよい。

○道路や農地等など人家がないところでの土砂災害については、国に報告があがらないので、そういう災害も含めると、土砂災害警戒情報は、かなりの確率で当てっており、非常に有効な防災気象情報だと思う。